

令和 2 年 3 月 23 日

保護者の皆さまへ

生駒市教育長 中田好昭

市内各校の春期休業中における新型コロナウイルス感染症への 対応について

保護者の皆さまには、今般の新型コロナウイルス感染症対策における一斉臨時休業期間中、種々の感染防止への取組にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

春期休業期間中の対応につきましては、下記の事項に留意して引き続き対応いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間について

- ① 臨時休業期間は、当初の予定通り 3 月 3 日(火)から 3 月 24 日(火)とし、3 月 25 日(水)からは春期休業とします。
- ② 春季休業期間中の対応については、次のとおり行います。

2 小学校における対応

<特別な配慮が必要な児童、家庭への対応について>

- ① 3 月 25 日(水)から 4 月 3 日(金)までの期間は、一斉臨時休業中と同様に、特別措置としての基準を満たす場合は、小学 1 年生から 3 年生の児童を 8 時 30 分から 15 時 30 分まで各小学校で受け入れます。
- ② 事前に教育委員会に受け入れの申し込みを行い、教育委員会で受け入れの可否について判断します。

<学童保育への支援について>

- ① 新年度を迎えるにあたり、学校運営に支障のない範囲内で、引き続き教室等の施設を使用します。
- ② 指導員が不足する学童保育に対しては、引き続き人的支援を行います。

3 中学校における対応

<部活動について>

- 部活動は、学校の教育活動の一環として行われるものであり、臨時休業期間中の実施を中止としてきましたが、専門家会議において依然として警戒を緩めることはできないとの見解が示されていることから、引き続き、当面の間、中止することとします。

4 その他

- ① 保護者の皆さまには、お子さまが登校するにあたり必ず検温し、37.5℃以下であること及び咳、喉の痛み、だるさ等、風邪の症状がないことを確認したうえで登校させていただきますようお願いいたします。
- ② 児童・生徒が使用する教室は20分又は25分に1度換気を行います。
- ③ 小中学校の校庭の開放は4月3日（金）まで、引き続き実施します。

<修学旅行について>

- 4月から5月に実施予定の修学旅行は延期します。